

別表 [ F E N I C S II ユニバーサルコネク ト 閉域接続サービス I o T Dタイプ]

1. ネットワークサービスの提供

当社(以下「乙」という)は、ネットワークサービス利用者(以下「甲」という)に対し、第4項記載のネットワークサービス(以下「本ネットワークサービス」という)を提供します。

2. ネットワークサービスの概要

本ネットワークサービスは、複数の甲設備間を、アクセス回線、アクセスポイント、F E N I C Sネットワークサービス用電気通信回線およびF E N I C Sネットワークサービス用電気通信設備で接続することにより、甲が、移動無線機器よりX iパケット網およびFOMAパケット網を利用したパケット交換方式による電気通信回線を用いてデータ通信を利用できるようにするネットワークサービスです。

ユニバーサルコネク ト 閉域接続サービス L T E Dタイプ

- ├─初期サービスサービス
- ├─接続サービス
  - ├─256kbps固定プラン
  - ├─夜間拡張プラン
  - └─10GBプラン
- └─オプションサービス
  - ├─予備機準備サービス
  - ├─代替機提供サービス
  - ├─S I M再発行サービス
  - ├─P I Nロック解除サービス
  - ├─プラン変更サービス
  - └─設定変更サービス

3. ネットワークサービス提供の前提条件

(1) 別途甲と乙の間において「F E N I C Sビジネスマルチレイヤーコネク ト/ビジネスV P N/ビジネスI P/ビジネスE t h e r n e t/ビジネスV P Nプラス/ビジネスV P Nサービス」の提供に関する契約がなされているものとします。

(2) 甲は、自己の責任と費用負担で本ネットワークサービスを利用するために必要となる甲設備を用意するものとします。

(3) 乙は、ネットワークサービス用電気通信設備の安定稼働のために、本ネットワークサービスにより行われる電気通信を調査することがあります。

乙は、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる乙所定の電気通信を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制御すること等により、電気通信の速度や通信量を制限することがあります。また、乙は、甲が乙所定の基準を超過したトラフィック量を継続的に発生させることにより、ネットワークサービス用電気通信設備に過大な負荷を生じさせる行為その他その使用または運営に支障を与える場合には、本ネットワークサービスの利用を制限することがあります。

4. ネットワークサービスの内容

(1) 初期サービス

乙は、接続サービスを利用できるようにするために、F E N I C Sネットワークサービス用電気通信設備およびF E N I C Sネットワークサービス用電気通信回線に対して、乙所定の準備作業を行うとともに、甲に対しS I Mカードを貸与します。また、甲は、本ネットワークサービスの終了時には、S I Mカードを乙に返却するものとします。

(2) 接続サービス

乙は、株式会社N T T ドコモの提供するX iパケット網およびFOMAパケット網をアクセス回線として本ネットワークサービスの全部または一部を提供します。

品 目	内 容
256kbps固定プラン	甲設備への伝送方向(下り)について最大256Kbpsまで、甲設備からの伝送方向(上り)については最大256Kbpsまでの符号伝送可能な電気通信回線を用いて提供するネットワークサービス。なお、乙は、1日(0時から24時)に、特定のS I Mカードにかかる下り方向の通信量が合わせて100MBを超えた時点で、当該S I Mカードにかかる電気通信に対して、その日の翌日まで、下り方向の通信速度を最大32Kbpsに変更するものとします。
夜間拡張プラン	甲設備への伝送方向(下り)について最大75Mbpsまで、甲設備からの伝送方向(上り)については最大25Mbpsまでの符号伝送可能な電気通信回線を用いて提供するネットワークサービス。なお、乙は、毎月(1日から末日)に、特定のS I Mカードにかかる通信量が上り下り合わせて1GBを超えた時点、また1日のうち午前2時から午前6時の間を除く時間帯での当該S I Mカードにかかる電気通信に対して、その月の末日まで、通信速度を上り下り共に最大128Kbpsに変更するものとします。
10GBプラン	甲設備への伝送方向(下り)について最大75Mbpsまで、甲設備からの伝送方向(上り)については最大25Mbpsまでの符号伝送可能な電気通信回線を用いて提供するネットワークサービス。また、乙は、毎月(1日から末日)に、特定のS I Mカードにかかる通信量が上り下り合わせて10GBを超えた時点で、当該S I Mカードにかかる電気通信に対して、その月の末日まで、通信速度を上り下り共に最大128Kbpsに変更するものとします。

(3) S I M再発行サービス

乙は、甲が乙から貸与されたS I Mカードが故障または損壊した場合には、甲の申し入れにより代替のS I Mカードを再発行します。なお、S I Mカードの再発行は、乙によるS I Mカードの損壊状況の確認後とします。

(4) P I Nロック解除サービス

乙は、甲によるP I Nロック解除の申込に従い、P I Nロック解除を実施します。

(5) 設定変更サービス

乙は、甲が本ネットワークサービスの利用にあたり、D N Sやプールのアドレスの設定変更、契約プランの変更などをする場合に、甲が当該変更後も本ネットワークサービスを継続して利用できるようにするために所定の作業を実施します。

5. 提供区域

本ネットワークサービスにおけるアクセス回線の提供区域は、株式会社N T T ドコモのX iサービスおよびFOMAサービスの提供区域に準ずるものとします。

6. 接続サービス提供時間帯

本ネットワークサービスにおける接続サービスの提供時間帯は、24時間365日とします。ただし、利用規約に基づき、乙は、接続サービスの提供を中断することができるものとします。

7. 接続サービスサポート受付時間帯

本ネットワークサービスにおける接続サービスのサポート受付時間帯は、24時間365日とします。

8. 接続サービスサポート対応時間帯

本ネットワークサービスにおける接続サービスのサポート対応時間帯は、月曜日から金曜日まで（祝日および乙の指定する休業日除く）の9時から17時30分までとしますが、利用停止に関する対応サポートは24時間365日とします。ただし、アクセス回線のサポート対応時間帯は、株式会社NTTドコモのサポート対応時間帯に準ずるものとします。

9. 料金月

本ネットワークサービスにおける料金月は、毎月20日締めとし、前月21日から当月20日とします。

10. サービスの実施期間について

利用規約の定めにかかわらず、乙は、6か月以上の予告期間をおいて本ネットワークサービスを終了できるものとします。

11. 品目一覧

本ネットワークサービスの品目は、以下のとおりとします。

品名	型名	備考	支払種別	単位
ユニバーサルコネク ト 閉域接続サービス I o T Dタイプ S I M利用料一括型初期費	NS21327S	S I Mのみ貸与	従量料金制（従量払）	式
ユニバーサルコネク ト 閉域接続サービス I o T Dタイプ 256Kbps固定利用料<LTE/3G>	NS21327G		従量料金制（従量払）	式
ユニバーサルコネク ト 閉域接続サービス I o T Dタイプ 夜間拡張利用料<LTE/3G>	NS21328G		従量料金制（従量払）	式
ユニバーサルコネク ト 閉域接続サービス I o T Dタイプ 10GB利用料<LTE/3G>	NS21329G		従量料金制（従量払）	式
ユニバーサルコネク ト 閉域接続サービス I o T Dタイプ S I M再発行費	NS21330S		従量料金制（従量払）	式
ユニバーサルコネク ト 閉域接続サービス I o T Dタイプ P I Nロック解除費	NS21328S		従量料金制（従量払）	式
ユニバーサルコネク ト 閉域接続サービス I o T Dタイプ 利用料プラン変更費	NS21329S		従量料金制（従量払）	式
ユニバーサルコネク ト 閉域接続サービス I o T Dタイプ 設定変更費	NS21331S		従量料金制（一括払）	式

[変更内容]

(2016年5月18日) 本別表を適用します。

[凡例]

本別表では、以下の略称を用いています。

略称	名称
Mbps	Mega bits per second
Kbps	Kilo bits per second
SIM	Subscriber Identity Module
LTE	Long Term Evolution
GB	Giga Byte
MB	Mega Byte
DNS	Domain Name System
PIN	Personal Identification Number

以上